

令和5年度 第4回 七戸町新庁舎建設検討委員会 【会議録】

開催日時	令和5年12月26日（火） 午後1時30分～午後2時25分
開催場所	七戸町役場 本庁舎2階 第1・2会議室
出席者	米内山正義委員長、坪 晃副委員長、岡村茂雄委員、 福村英明委員、山本淳一委員、天間優彦委員、田島政義委員、 瀨中幾治郎委員、鎌田昭仁委員、酒井陽子委員、松本洋子委員、 天間圭子委員、長山和夫委員、苫米地 尚委員
欠席者	工藤一正委員
町 (事務局等)	附田敬吾財政課長 佐藤源太財政課長補佐 手代森俊彦財政課総括主幹 アール・イー・ビー開発株式会社 3名
次 第	1 開会 2 案件 ・ 前回からの修正箇所の説明 ・ 基本構想（素案）の取りまとめ 3 閉会

会議内容

(事務局)

ただいまから、令和5年度第4回七戸町新庁舎建設検討委員会を開催いたします。

本日の委員の出席状況ですが、現在、坪副委員長が出席されておられません。また、工藤委員からは欠席の連絡がありました。よって今のところ2名欠席となります。それでは会議に入ります。米内山委員長、よろしく願いいたします。

(議長：米内山委員長)

今日は寒い中、お集まりいただきありがとうございます。4回目になります。これまで多数のご意見いただきまして、厚く御礼を申し上げます。今回の案件ですが、基本構想の取りまとめをしたいと思っております。来年には基本計画に入ります。大体1年ぐらいかかると言われていますが、具体的なことについては、会議終了後に事務局から説明があると思っております。今後は具体的な問題に入っていくこととなりますが、基本計画の際には審議事項になりますので、よろしく願いします。本日の資料は、先ほど説明があったとおりです。構想素案の修正箇所などについて、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

資料の基本構想(素案)の表紙に、太枠で修正箇所を記載しています。1番は全体の字句の修正について。2番は耐用年数の修正についてです。七戸庁舎の耐用年数100年に対し、計算に誤りがありました。1978年の建築ですので、その100年後の2078年に修正しました。3番、文章中の太字を普通の書体に修正しました。4番、これまでの経緯を時系列に修正し、会議の回数、開催月等を追加しました。5番は構想の策定についてです。当初、令和5年度中の策定を想定していましたが、スケジュールが若干延びることも考えられますので、それに合わせました。6番は、建設候補地の範囲を修正いたしました。7番は、前回の会議で、総務省および国交省の算定基準の数値、および計算方法についてご指摘いただきましたので、再度、精査して修正しました。8番も表記の修正です。下線を削除しました。9番は全体のスケジュールについてです。こちらもある状況に合わせて修正しました。修正箇所については以上です。

(事務局)

追加ですが、11月の検討委員会の際に、数多くの資料のミスに対し、課長級や課長補佐級でも目を通してきたのに、なぜ間違いに気付かなかったのかと、長山委員からご指摘をいただきました。今回も、2番の耐用年数に誤りがあり、大変申し訳なく思っています。今後

の様々な計画、庁舎内での文章に関しては、私たち職員としても皆で目を通して、しっかり進めていかなければと思っています。また、課長会議でも話題にして、共通認識をしているところです。どうぞよろしくをお願いします。

(※坪副委員長出席)

(米内山委員長)

ありがとうございました。事務局から修正箇所についての説明がありました。本委員会では、この構想素案を案としてまとめたいと考えています。それでは全体を通じて、ご意見などありますでしょうか。

(長山委員)

全体の字句の修正は大変だったかと思います。ありがとうございました。これに合わせて、全体の文の体裁を揃えた方がいいと思う箇所がいくつかあります。

例えば4ページに現庁舎の課題とあって、(1)が書かれていて、書き出しが一字下がって「本庁舎」から始まっています。そうすると、次の行が一文字出てきていて、一番上の(1)にかかってしまっています。このような文章は、お役所では作らないのではと思います。いわゆる一般の文章に近いような印象です。構想なので、全体をそのようにしたい意図があるのかもしれませんが、この辺りは少し検討していただきたいと思います。他にもいくつかあるのですが、議長、先にまとめて発言してもよろしいでしょうか。

(米内山委員長)

はい。どうぞ。

(長山委員)

6ページの新庁舎建設の必要性と比較検討について。私が最初から引っかかっていた部分で、何回かお聞きしたこともあるかと思います。上から5行目からですが、「新庁舎建設庁内検討プロジェクトチームおよび新庁舎建設庁内検討会議で、下記の6案を比較検討しました」という出だしになっています。ということは、ここに書かれているのは、あくまでもプロジェクトチームと課長級の庁内検討会議で検討した結果が書かれている、という認識でよい気がしますが、それで間違いがないか、というのがまず一点。

それから9ページ。表をわかりやすく修正していただき、こちらも大変だったかと思いますが、二つ目の表の中、右側の欄の新庁舎建設に関わる事項、その下、「限られた財源の中で社会情勢の変化に伴う行政需要の・・・」という流れについて、元となっている計画がそうであれ

ばやむを得ないのですが、いわゆる「～の、～の、～の」と続くような文章は、今、パソコンでも駄目ですと指摘を受けます。これは確認していただきたい。元の文章がそうであればしょうがないです。

それから、12ページの3番に、「基本構想策定までの経緯」とあります。これは全体が基本構想の素案という形で出てきていますので、ここは「基本構想(素案)策定までの経緯」、となるのではないのでしょうか。それと13ページ。これは新しく入ってきたと思いますが、(2)の③番について。新庁舎建設検討委員会、いわゆるこの検討委員会の話ですが、これは序章にも書かれています。これがまた重複して書かれていて、どうなのかなと思います。

それから15ページ。町民に寄り添う便利でアットホームな庁舎、を受けて、基本方針が1番から4番までありますが、2番に「防災拠点となる庁舎」とあります。役場の本庁舎ですから防災拠点となるのは当たり前の話だと思います。これもやはり詳しく言わない限り、何かあやふやに感じます。私としては、「防災拠点として十分に機能する庁舎」のような形になるのではと思います。16ページにも、基本方針2に「防災拠点となる庁舎」とあります。仮に、私が先ほど15ページでお話した内容を何らかの形で検討するのであれば、整合性を図る必要があります。

それから、22ページに新庁舎の建設規模とあります。建設にあたり、例えば総務省の起債事業算定基準、または国交省の新営一般庁舎面積算定基準による算出方法など、あくまでもこれから建てようとするものの想定をするために、何にもないと想定ができないからこの表を使っているのだと思いますが、平成23年度、特に総務省の基準は廃止されていて、それをわざわざ使っています。何もないところから検討ができないので「この表を使って検討します。」のようなことが入れられれば、想定になると思います。

それから24ページ、赤字になって今回入ってきたところですが、赤字で行政事務機能とあって、その中に「理事者執務室」とあります。その5行下にも同じく「理事者執務室」とあります。私には耳慣れない言葉でしたので調べたのですが、これは議会用語で、例えば議会で町長さんなり副町長さんなり、関係する課長さんが答弁する際に使われるのが「理事者側」という言葉で、これは議会用語だと思います。何でわざわざ議会用語を入れてきたのかが不思議でなりません。

それから25ページ、概算事業費の3行目に、近年の庁舎建設事例が書かれています。これでは少しわかりにくいので、「他市町村における近年の庁舎建設事例」、と入れた方がいいではと思いました。長くなりましたが、まとめて述べさせていただきました。議長、ありがとうございました。

(米内山委員長)

ありがとうございました。それでは事務局より修正の可否について、答弁していただきたいと思います。

(事務局)

少し時間をいただいてもよろしいでしょうか。

(米内山委員長)

はい。どうぞ。

(天間優彦委員)

議長、暫時休憩としてはどうですか。

(米内山委員長)

提案がございましたので、暫時休憩とします。

～休憩中～

(米内山委員長)

会議を進めてよろしいですか。それでは休憩を取り消し、会議を再開します。

(事務局)

まず4ページ、(1)の文章のレイアウトについては、もう一度、町の方で公文書作成の手引き等を確認した上で修正したいと思います。

続いて6ページ5行目の、プロジェクトチーム、新庁舎検討会議で検討について。これは庁舎内での検討になります。9ページの新町建設計画について。これは元々の計画の文章をそのまま抜粋しています。元々の計画の中でも、「限られた財源の中で社会情勢の変化に伴う行政需要の多様化」となっていて、これを原文のまま掲載しました。

12ページの「基本構想策定までの経緯」は、「基本構想(素案)策定までの経緯」ではないか、とのご指摘でした。これは、あくまでも現在は素案ですので、(素案)という表現をここに入れても問題ないでしょうか。最終的には基本構想として完成しますが、文章の途中で素案という言葉にしておいた方がわかりやすいのであれば、そのようにしたいと思います。

(天間優彦委員)

これ自体、全部が素案だから、あえて素案と言わなくてもわかるのではと私は思います。

(長山委員)

あくまでこの検討委員会で検討した結果、問題がないとなれば素案から案になるのであって、この12ページの段階では、まだ素案ということになるかと思います。

(事務局)

では、素案としてよろしいでしょうか。

(田島委員)

最終的にまとまった時に素案をとればいい。

(米内山委員長)

同じ13ページの3番についてはいいですか。

(事務局)

序章と重複しているとお話でしたが、ここには、これまでの経緯を全て羅列していますので、そのまま全部を載せたいと思っています。

(長山委員)

今、財政課長からお答えをいただきましたが、この3番は、素案に対して検討委員会が検討をしているのであって、先ほど素案を入れたとなりましたが、素案策定までの経緯となれば、この部分は、もう素案が出来た後に検討している事項なので、この中に入るのは少し奇妙に感じます。

(米内山委員長)

いかがですか。

(事務局)

素案策定までの経緯となると、この検討委員会は多分外れることになると思います。当初は素案のない状態で、基本構想の策定、全体の策定という経緯で記載していましたので、この検討委員会まで含めていました。

(米内山委員長)

このことで、よろしいでしょうか。

(坪副委員長)

今は審議中だから、審議が終わった時に入れた方がいいのではないか。

(事務局)

先ほどの回答の確認ですが、最終的に決定したものの中にも基本構想(素案)と表記する、とお聞きしたのですが、それでよろしいですか。あくまでも素案までの経緯ということで。

(米内山委員長)

今日、これが承認されれば素案ではなく案になります。その辺りの時間軸はどうなりますか。資料ということで了解してもらえるのでしょうか。

(事務局)

これまでの資料のタイトルが素案で、審議の結果、素案が取れて案となり、最終的には案も取れて基本構想となると、このタイトルも同じように素案という言葉がなくなるのであれば、(2)の検討自体は基本構想そのものを検討した内容になりますので、③のこの委員会は、ここに記載されていてもおかしくはないと考えます。

(米内山委員長)

これで、よろしいでしょうか。

(長山委員)

そのお考えにはちょっと反対です。やはりこの書き方としては、素案を作ってきた経緯が書かれていますから、13ページの(2)の③、これを違うところに書き込まない限り、この全体の構成がうまくいかないと私は考えます。

(苔米地委員)

この素案は庁内で作られたもので、私たちはその素案を検討しています。そこは行を変えるなどしないと、私たちが最初から庁内の課長などの人たちと一緒にあって、この素案を作ったと受け取られてしまいます。庁内で作られた素案に対して私たちが検討を加えた、ということがはっきりわかるような表現にした方がいいと思います。

(米内山委員長)

わかりました。序章との重複の問題も含めて、これは後での回答、修正などにしますか。今、回答できますか。

(事務局)

少し休憩をお願いします。

(米内山委員長)

はい。では休憩とします。

～休憩中～

(事務局)

休憩の取り消しをお願いできますか。

(米内山委員長)

会議を始めてもよろしいですか。

(委員一同)

はい。

(事務局)

提案ですが、まず3のタイトル「基本構想の策定」を「基本構想(案)の策定」として、以後、この基本構想については(案)を加えて協議するのはいかがでしょうか。今は(素案)ですが、最終的には(案)となって町に答申しますので、(素案)ではなく(案)の方がよろしいのではと思います。最終的な検討は役場の庁舎内だけで行われて、この会議ではその審議をしています。(2)の③の検討委員会は、検討をしている会議ではないので、ここの③については、そのまま削除するとして、いかがでしょうか。

(米内山委員長)

回答がございましたが、このとおりでよろしいでしょうか。

(長山委員)

3のタイトルの、「基本構想の策定」が何になるのですか。

(事務局)

(案)になります。

(長山委員)

それは多分できないと思います。なぜかという、この検討委員会で検討が全部まだ終わってないからです。この検討委員会です承をもらわない限り(素案)が(案)にはなりません。だからここに(案)とは書けません。だからここは(素案)になります。そうすると、(2)の③が入れられないのです。

(事務局)

長山委員からのご意見を受けて、先ほどは(案)としましたが、12ページは基本構想(素案)としたいと思います。このような修正でよろしいでしょうか。

(米内山委員長)

事務局より回答がありました。これでよろしいでしょうか。

(長山委員)

13ページの③については削除するのですか。

(事務局)

検討会議の実施、という部分からは削除します。

(長山委員)

わかりました。

(米内山委員長)

この件はこれでよろしいですか。なければ次に入りたいと思います。

(事務局)

15ページ、基本方針の2番について、「防災拠点となる庁舎」を「防災拠点として十分機能する庁舎」としてどうか、というお話でした。こちらについては、委員会でどちらがいいか検討していただければと思います。

(米内山委員長)

わかりました。それでは15ページの2番について、「防災拠点となる庁舎」、もしくは「防災拠点として十分機能する庁舎」、どちらがよろしいですか。

(田島委員)

後の方がいいのではないかと。

(米内山委員長)

後の方でよろしいですか。

(委員一同)

はい。

(米内山委員長)
それでは、そのように決定してください。

(事務局)
今一度確認ですが、「防災拠点として十分機能する庁舎」でよろしいですか。

(米内山委員長)
はい。

(事務局)
では15ページ、16ページ、それ以降同様の文言については、全てそのように修正いたします。

(米内山委員長)
24ページの「理事者執務室」に関して、これは議会用語ではないか、というご指摘がありました。この点はいかがでしょうか。

(事務局)
その前に22ページについて。総務省と国土交通省の表を使っていますが、これは新庁舎の規模の算定のためであって、この表がないと検討できないから、というような内容の文言を追加してはどうか、とのことでした。これについては、22ページの(2)、新庁舎面積の算定の3行目になお書きで、「現在でも多くの自治体が用いている延床面積算定方法のひとつです」と説明を入れています。これでいいのではありませんかと思いますが、いかがでしょうか。

(米内山委員長)
これでよろしいですか。先ほどは参考であることがわかるように、との発言でしたが、ここにも廃止されているとうたわれています。いかがでしょうか。付け加えるならば、多くの自治体においても「参考としている」などの文言を入れれば、なお明確になると思います。ぱっと見て、あたかもこれが基準だと受け取られることを避けるには、その文言を追加してもいいかと思いますが、いかがでしょうか。

(田島委員)
付け足すとして、いいと思います。委員長、もう一回言ってください。

(米内山委員長)

既に廃止されているということも書かれていますし、現在でも多くの自治体において庁舎の延床面積算定方法のひとつとして用いられているので、これを参考としたと付け加えれば、よりはっきりするのではないのでしょうか。

(事務局)

そうすると、文章の後段は、「床面積の算定方法のひとつとして用いられており、参考とします」、などでしょうか。

(米内山委員長)

参考として掲載したことが、はっきりわかるようにした方がいいのではないのでしょうか。皆様のご意見はいかがですか。

(委員一同)

賛成です。

(米内山委員長)

では続いて、理事者執務室について。

(事務局)

行政事務機能、2行目の理事者執務室について。こちらは町長室、副町長室、教育長室を指して理事者執務室としています。その他、職員がいる部分は、行政の管理的な事務を行う部署、と記載いたしました。

(苫米地委員)

括弧書きで町長、副町長、教育長などとあれば、よりわかりやすいのではと思います。

(長山委員)

苫米地委員から括弧書きを入れてはどうか、というご意見をいただきましたが、そもそも「理事者執務室」という表現に馴染みがないのです。これを私たち含めて一般の町民が見て、理事者執務室と言われたときに、何のことだか多分わからないと思います。そうではなくて、やはり町の役場庁舎を建てるのですから、入るのは、町長、副町長、教育長で、であればその方たちの役職をそのまま入れて、その方たちの部屋ですと表現した方が簡単なのに、何でわざわざ議会向けの言葉を使ったのかが非常に疑問だったので、ご質問しました。

(事務局)

確かに頻繁に使う言葉ではありません。昔は「役場三役」などの表現もしていましたが、ここは「町長、副町長、教育長室」という表現でどうでしょうか。

(田島委員)

いいのではないか。その方がわかりやすい。

(事務局)

現在、副町長は不在であります。条例上でも「副町長」などの表現がありますので、そのようにしたいと思います。

(岡村委員)

町長等でいいのでは。

(苫米地委員)

収入役には部屋はないのですか。

(事務局)

ありません。

(米内山委員長)

「三役」でもいいかと思いますが、わかりやすい表現をお願いします。

(事務局)

わかりやすい基本構想とするため、「町長、副町長、教育長室」としてよろしいでしょうか。

(米内山委員長)

これでよろしいですか。

(委員一同)

はい。

(米内山委員長)

それでは、この用語についてはそのようになります。

(事務局)

25ページの上から3行目。近年の庁舎建設事例に、「他市町村の」

という言葉をつけ加えてはどうか、とのご指摘でした。こちらもこの委員会で、その方がわかりやすくなれば、そのように修正を加えたいと思います。

(米内山委員長)

この件は、いかがでしょうか。

(委員一同)

その方がわかりやすい。

(米内山委員長)

その方がわかりやすい、とのことですが、このように決定してよろしいですか。

(委員一同)

はい。

(米内山委員長)

ありがとうございました。その他に何かございますか。

(苫米地委員)

25ページの他市町村の事例について。平川市は免震構造で作られています。それを書けばいいのに、なぜ書いていないのですか。役場の機能として免震構造を取り入れてほしいと、私はワークショップからずっと訴えてきました。平川市が免震構造で作られているのはRABさんもお存知のはずなのに、何でここに免震構造という特徴的なことを書かなかったのですか。岩手県葛巻町には多目的ホールや複合施設などと書いてありますから、平川市の特徴である免震構造についても、ここに書いていいのではないですか。

(事務局)

ここには、環境に配慮した省エネルギーや創エネルギー設備を導入した庁舎を参考事例として掲載しています。確かに平川市はそのような構造で建築されていますが、エネルギーに関連しない内容ですので記載していません。

(苫米地委員)

わかりました。

(米内山委員長)
これはこれでよろしいですか。

(委員一同)
はい。

(米内山委員長)
その他、何かございますか。
無いようですので、今会議としては、この内容をもって基本構想(案)としてまとめることに、異議はございませんでしょうか。

(委員一同)
ありません。

(米内山委員長)
はい、ありがとうございます。異議がないことを認めます。
皆様から様々なご意見をいただき、おかげさまで無事に基本構想が案としてまとまりました。本委員会では今後、引き続き基本計画策定のための審議に入りますので、来年もよろしくお願いいたします。
詳しくは最後に事務局より連絡事項で説明をお願いします。

(事務局)
皆さん、ご審議ありがとうございました。
今後について、まず今日、出ました修正箇所については、今日のご意見を反映して修正次第、皆様に郵送いたします。それをご確認いただき、さらに直す必要があるかなどを見ていただきたいと思います。
今年これで検討委員会が終了となります。先ほど委員長から説明がありましたとおり、次は基本計画の審議に入っていただきます。なお、現在、基本計画の素案を作成中であります。まずはこの基本構想ができないと次の審議に入れませんので、基本計画の素案を少しずつRABさんと町側、庁内の検討会議で検討して作成中です。そちらが出来次第、委員の皆様にご日程等をお知らせし、お集まりいただき、審議に入っていただきます。その際にはまた、よろしくお願いいたします。
もう一つ、今日、皆様に第3回の会議録をお渡ししました。この会議録は、新年、令和6年の1月の早い時期に、当日の会議資料、11月30日更新日の素案と、委員会で説明した資料の一部をホームページに掲載したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

(米内山委員長)

委員の任期についての説明もお願いします。

(事務局)

資料の26ページ、スケジュールについて、基本構想の検討委員会発足時から、検討委員の一般公募など、他にも様々な作業が発生し、若干遅れています。当初、今年度中に全て完了する予定でしたが、令和6年度にずれ込む可能性があります。令和6年3月31日で任期は終了となりますが、場合によっては令和6年度まで任期の延長を検討した上で引き続きお付き合いしていただくことになるかと思えます。詳細については次の機会にお知らせしたいと思えます。よろしく申し上げます。

(米内山委員長)

わかりました。それでは以上をもちまして、令和5年度第4回七戸町新庁舎建設検討委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

ありがとうございました。

(委員一同)

ありがとうございました。